

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、株主に対し一層の経営の透明性を高めるため、公正な経営を実現することを最優先しております。

また、経営内容の公正性と透明性を高めるため、積極的かつ迅速な情報開示に努めるとともに、インターネットを通じて財務情報の提供を行うなど幅広い情報開示にも努めてまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

＜補充原則1-2-4＞（議決権の電子行使、招集通知の英訳）

当社は、書面による議決権行使制度を採用しており、現状では議決権行使に大きな支障はないものと考えていることから電子行使制度は採用しておりません。招集通知の英訳につきましては、現状の海外投資家の比率が低いこと及び議決権行使に特段の問題はないと考えていることから実施いたしていません。

今後につきましては、議決権行使状況及び機関投資家や海外投資家の比率等の動向を勘案し、採用の可否を判断してまいります。

＜補充原則3-1-1＞

経営理念等を当社ホームページ、決算短信等で開示しております。経営指標につきましては、売上高経常利益率を意識した経営を行っておりません。

なお、当社の主力事業であります焼肉事業において過去に不測の事態（BSE、放射能汚染牛肉等）が発生したこと等から、今後の事業環境の見通しが不透明な中では中長期の経営計画を策定し難いため、中期経営計画につきましては現時点では開示していません。

＜補充原則3-1-2＞（英語での情報開示及び提供）

当社の株主構成に占める海外投資家の比率は低いため、英語での情報開示・提供は現在実施していません。

今後につきましては、海外投資家の比率等の動向を勘案し、採用の可否を判断してまいります。

＜補充原則4-8-1＞（独立社外取締役のみを構成員とする情報交換・認識共有のための会合の開催等）

当社の取締役は6名中2名が独立社外取締役であり、各人が独立した立場で経営の監視機能を果たすための経験・知識を十分に有しております。取締役会において積極的に議論に参加し、意見表明を行うなどその責務を十分に果たしておりますので、独立社外取締役のみを構成員とする会合を開催する予定はございません。

＜補充原則4-8-2＞（独立社外取締役と経営陣との連絡・調整及び監査役または監査役会との連携に係る体制整備）

社外取締役は、取締役会において、積極的に議論に参加し意見表明を行っており、また、必要に応じて経営陣や監査役とミーティングの機会を持つなど連携は十分図れていると考えており、筆頭独立社外取締役を置く予定はありません。

＜原則4-14＞（取締役・監査役へのトレーニング）

取締役は能力・経験・知識が職務遂行に相応しいと判断したうえで指名し、株主総会の承認を得たものでありますので、費用支援を必要とするトレーニング機会の提供等は必要ないものと考えております。また、社外取締役・社外監査役については、就任時に会社の事業・財務・組織等の基本的な情報を提供するとともに経営判断に必要な情報を随時提供しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

＜原則1-7＞（関連当事者間の取引）

当社は役員や主要株主等との取引及び取締役の競業取引、会社と取締役間の取引及び会社と取締役との利益相反取引について、取締役会で決議すべき事項としております。なお、取締役会での決議には、取引に関連する取締役を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外しております。更には、これらの関連当事者取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等の関連する法令、規則に則り適切に開示いたします。

＜原則3-1＞（情報開示の充実）

(1) 経営理念等を当社ホームページ、決算短信等で開示しております。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針は、コーポレートガバナンス報告書で開示しております。

(3) 当社の役員報酬につきましては、株主総会の決議による年額報酬限度以内の範囲で、各役員の職務の内容及び業績貢献度を総合的に勘案し算定しております。

なお、社内取締役及び社外取締役・監査役に各々総額を開示しております。

(4) 取締役・経営幹部の選任につきましては、当社の成長と中長期的な企業価値の向上に資するに相応しい経験、見識、専門性を有する候補者を選定し、株主総会または取締役会の承認を経て決定しております。なお、独立性の判定にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき判定しております。

(5) 当社では、社内取締役候補者の選任理由につきましては、株主総会招集通知に各候補者の略歴等を記載するなど当社事業に精通している人材を選任しております。

また、社外取締役候補及び社外監査役候補の個々の選任理由については、株主総会招集通知、コーポレートガバナンス報告書に開示しております。

＜補充原則4-1-1＞（経営陣に対する委任の範囲の明確化）

当社は、取締役会規程や職務分掌規程、職務権限規程を整備し、取締役会の権限及び責任の明確化を行っております。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項や重要な経営方針や戦略の策定及び決定と業務執行の監督を行っております。

また、業務執行部門では、月2回開催される経営会議において経営目標の進捗状況と課題解決の論議を行っており、取締役も参加し、分析、検証内容を監督しております。

＜原則4-8＞(独立社外取締役の有効な活用)

当社の取締役は6名のうち2名が独立社外取締役であります。独立社外取締役は、取締役の職務を遂行するに相応しい豊富な経験及び知識を当社経営全般に活かすとともに独立した立場からの取締役としての役割を果たしております。

＜原則4-9＞(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

取締役会は、当社の成長と中長期的な企業価値の向上のために、重要な経営戦略の策定及び決定と業務執行の監督を行っております。このために、多様な経歴・経験・属性をもつ精神的にも経済的にも独立した社外取締役を複数指名しております。また、独立社外取締役の指名にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき指名しております。

＜補充原則4-11-1＞(取締役会全体としての多様性及び規模に関する考え方)

当社の取締役会は、現状、取締役は6名、監査役は3名の規模で構成しております。社外取締役は2名、監査役3名は全員社外監査役であり、知識・経験・能力のバランスや多様性の面において適切に配慮した構成とすることを基本方針としております。

＜補充原則4-11-2＞(取締役・監査役の兼任状況)

取締役・監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等で毎年開示しております。取締役全員は、当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。また、監査役全員についても、他の上場会社の社外役員を兼任しておりません。

＜補充原則4-11-3＞(取締役会全体の実効性に関する分析と評価)

当社は、監査役設置会社を採用しており、監査役が取締役会に出席することで取締役会全体の実効性について評価・分析を行い、監査・監督の実効性の向上を図っております。

＜原則5-1＞(株主との建設的な対話に関する方針)

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針は以下の通りであります。

- (1) 株主・投資家の皆様との対話につきましては、管理本部担当役員が統括し、当該役員、IR担当者が担当いたします。IR担当者は、対話を充実させるために各部門に情報提供を求め、各部門はIR担当者に協力する体制となっております。
- (2) 決算説明会は、アナリスト、機関投資家の皆様向けに年2回開催しております。また、随時、個別ミーティングを行っております。個人投資家の皆様には、年1回証券取引所が主催するIR説明会に参加しております。
- (3) 株主・投資家の皆様との対話内容は、必要に応じ、担当役員を通じて取締役会・経営会議等にフィードバックしております。
- (4) 株主・投資家の皆様との対話において、インサイダー情報を伝達することはいたしません。なお、四半期毎の決算日の1ヶ月前から決算発表日までは、決算情報に関する対話を控えるサイレント期間とさせていただきます。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
チャレンジブイコーポレーション有限公司	2,499,000	36.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	526,100	7.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	262,500	3.83
米久株式会社	240,000	3.50
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE-HCR00(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	210,100	3.07
佐藤 啓介	205,000	3.00
野村信託銀行株式会社(投信口)	106,400	1.55
佐藤 きい	105,000	1.53
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUND NDS(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	100,000	1.46
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED CLIENTS A/C 513 SINGAPORE CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ事業部)	77,000	1.12

支配株主(親会社を除く)の有無 \_\_\_\_\_

親会社の有無 なし

### 補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部、名古屋 第一部

決算期 3月

業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10名

定款上の取締役の任期 2年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 6名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 2名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 **更新** 0名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
秋岡賢治	他の会社の出身者							△				
中西安廣	他の会社の出身者							△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋岡賢治		取締役秋岡氏は、過去に当社取引先である伊藤ハム株式会社の取締役でありました。	大手企業での経営に関する豊富な経験と知識を当社経営に活かしていただくため。また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。
中西安廣		取締役中西氏は、過去に当社取引先である米久株式会社の取締役でありました。	大手企業での経営に関する豊富な経験と知識を当社経営に活かしていただくため。また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無 なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役全員と監査法人(関与社員、担当公認会計士)とは、監査計画策定時、四半期決算毎及び期末決算並びに必要な場合に意見交換しております。
2. 監査法人の往査時には、主として常勤監査役が監査現場に臨席し、会計監査の相当性を監査し、その内容を毎月定期的に開催する監査役会に報告しております。

1. 内部監査部門とは、監査計画・監査手続き・監査結果等について随時情報交換をしております。
2. 上記情報交換に際し、監査業務の分担・監査手続等に関して監査役と内部監査部門とが重複したり、脱漏しないように実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田修三	他の会社の出身者													
大西秀典	他の会社の出身者													
隅田慶彦	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田修三		—	大手企業の管理部長、監査役、代表取締役を歴任され、監査役及び経営者として培われた管理・内部統制知識・経験に基づき選任しております。
大西秀典	○	独立役員	小売企業のバイヤー・部長職を歴任し、食品分野での経験に基づき監査役に選任しております。 また、社外監査役であり、当社と利害関係がないため一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したこと及び上記a～gに該当しないことから、独立役員に指定するものであります。
隅田慶彦		—	愛知県警察勤務での幅広い経験に基づき選任しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 1名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役については社外取締役を除いた報酬総額を開示しており、監査役については、社外監査役を除いた報酬総額を開示しております。また、社外役員(社外取締役および社外監査役)については、各々報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方  
針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポート体制は管理本部が対応しており、取締役会の議題の事前通知等を行い取締役会での意見交換及び決議が円滑に遂行できる様に努めております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 取締役会

取締役会は、社外取締役2名と社外監査役3名を含む9名で構成しており、毎月1回の定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況を監督しております。

取締役会の決議を要する重要事項以外については、経営会議を毎週開催し、取締役、各部門責任者及び監査役が出席して、必要事項の連絡・意見調整及び問題意識の共有化を図り、変化する経営環境に機動的に対応しております。

### 監査役会

当社の監査役会は3名の監査役で構成され、全員が社外監査役で独立性が確保されております。

監査役は、取締役会に出席するほか、監査役は経営会議にも出席し、公正性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、内部監査を担当する内部監査室及び会計監査人とも適宜情報交換を行う機会を設け、監査の実効性を上げるように努めております。

### 内部監査室

内部監査部門として、社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は、業務活動が法令及び社内諸規定に準拠して、適正かつ効果的に行われているか監査しております。

### 会計監査人について

会計監査につきましては、あずさ監査法人と監査契約を締結しており、定期的な監査のほか、会計上の問題などについて適宜助言と指導を受けております。

なお、監査業務執行をした公認会計士などの内容は以下の通りであります。

公認会計士の氏名 奥谷 浩之(継続監査年数1年)、楠元 宏(継続監査年数7年)  
監査業務に係る補助者 公認会計士9名、その他3名

#### 弁護士について

社外の複数の弁護士事務所と顧問契約を締結し、会社運営における法的問題に関し、必要に応じ助言と指導を受けております。

#### 内部通報制度

社外において業務運営に係る法令違反、法令違反の可能性が高い行為または規定違反・ルール違反等発見した場合などには、内部監査室を窓口として電子メール、専用電話、社内メール便、郵便といった手段で通報できるよう整備しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の監視機能として監査役会を有し、取締役の職務執行に監査を行なっていることに加え、社外取締役を選任することによって、経営監視機能の客観性や中立性を確保できる体制としております。



## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下の通りであります。

#### 1. 当社及び当社子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」という)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社代表取締役は、管理本部長をコンプライアンス全体に関する統括責任者として、当社グループの各部の部門長を部門別のコンプライアンス責任者として任命し、関連規程を制定し、部門毎のコンプライアンス体制を構築するものとする。また、使用人がコンプライアンス上、疑問がある行為等を認知し、それを告発しても当該使用人に不利益な扱いを行わない「内部通報制度」を整備する。

当社の監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を定期的に調査して取締役会に報告し、取締役会は問題点の把握と改善に努める。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、保存・管理するものとする。

#### 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の代表取締役は、管理本部長をリスク管理の統括責任者として、当社グループの各部の部門長を部門別のリスク管理責任者として任命し、関連規程やマニュアル・ガイドラインを制定し、部門別のリスク管理体制を構築するものとする。

#### 4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

当社グループは、将来の事業環境を見据えた上で経営方針を定め、これを機軸に年度計画を策定する。これを踏まえて、月例及び随時に取締役会を開催し、重要事項の審議・決定を行う。

各部門においては、経営目標の達成と重点事項の推進に向けて活動し、毎月2回行われる経営会議で業績・進捗状況等について報告を聴いて検証するほか、経営課題解決の議論を行う。

上記についての実効性を確保するため、職務分掌規程、職務権限規程等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、取締役及び使用人が適正かつ効率的な職務の執行を行い得る体制を構築する。

#### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社及び当社グループの取締役及び使用人等に対し当社の「コンプライアンス行動指針」に基づいた法令遵守等に関する研修を行い、グループ一体となった法令遵守意識の浸透に努める。

また、グループ会社における業務の適正を確保するため、「子会社管理規程」に従い、子会社が、その業績状況、財務状況及び経営上の重要な事項等について当社への承認・報告を行う。

内部監査室が子会社について内部監査を行いリスク管理状況及び規程の遵守状況について確認する。

#### 6. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役を補助すべき使用人を置くものとし、取締役は監査役と協議し適切に対応する。なお、その使用人への指揮権は監査役に委譲し、取締役からの独立性を確保するものとする。また、任命を受けた使用人は監査役の指示に従い、監査上必要な情報の収集の権限を持って業務を行う。

#### 7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社または当社グループの取締役及び使用人等は、当社または当社グループの業務または業績に与える重要な事項に関する決定について監査役に報告するものとする。職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社に損害を及ぼす事実を知った時は、監査役に遅滞なく報告するものとする。

前記に関わらず、当社の監査役は、必要に応じて取締役及び使用人等に対し報告を求めることができるものとし、会計監査人、内部監査部門などと連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。

また、監査役に当該報告をした当社及び子会社の取締役及び使用人等に対して、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしない。

#### 8. 当社の監査役を補助する費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務処理に係る方針、および当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を実施するとともに経営会議等重要な会議に出席することができる。また、監査役に対して内部監査の実施状況を報告するとともに監査役が必要と認めるときは、内部監査室に対し要望することができる。

監査役を補助する費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用の支払い等を行う。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、法令遵守規程に「法令、社内規程等あらゆるルールを厳格に遵守し、反社会的行為や倫理にもとる行為を排除する」と規程しており、すべての従業員(パート・アルバイトを含む)が反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を理解し、実践に努める。

社内での対応部署を管理本部総務部とし、関係行政機関等と連携し対応します。

また、新入社員研修をはじめとした階層毎の社内研修においてコンプライアンス・マニュアル等を活用して研修を行う。

